

意見提出者	個人
1. 項目	国の電子手続きにおいて、電子化率の数値のみの重視を止める。
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>国の電子手続きの利用率に、提出者本人が電子手続きを行ったのではなく、紙の書類を国の出先機関など行政機関が電子化したものを含めていた例がある。この場合、表面的な電子化率の数値は上がっても、提出者・申請者本人の利用は広がっていない。</p> <p>また、電子システムの使い勝手が悪い状況なのに、紙ではなく電子で手続きするよう役所から言われ、紙の書類で出すより事務負担が増えている提出者もいる。この場合、電子手続きを利用しても提出者本人にとっての利点はないので、最低限の利用までしかされない。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>電子手続きの推進は、電子化による国民にとっての利便性の向上や、国の事務処理の効率化などにこそ意義があるはずだが、そのような趣旨ではなく、電子化の数値自体を施策目標にしている考え方。</p> <p>利用者の需要・状況に合った電子システムを作るのではなく、提出者が努力して使えばよいという考え方。</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>電子手続きの進捗状況の公表の仕方の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子化率の表示にあたっては、提出者本人の電子手続きによるものか、受け取った行政機関が電子化したものも含むのか区別する。また、電子媒体を窓口で提出した分は、オンラインではないので、事務の効率化等に資するとしても、オンライン化率に混ぜるのではなく別区分の利用率として表示する。 ・電子化率の数値だけでなく、それによる利便性の向上や事務の効率化についての具体的状況を公表する。